

都道府県体育(スポーツ)協会  
国体 ご担当者 様

公益財団法人日本体育協会  
国体推進部 国体課

第72回国民体育大会および第73回国民体育大会冬季大会における監督  
の公認スポーツ指導者資格保有義務付けの取扱いについて (通知)

平素より国民体育大会等にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国民体育大会(以下、国体)における監督への日本体育協会公認スポーツ指導者資格(以下、指導者資格)の保有義務付けについては、平成28年開催の第71回大会(冬季大会含む)から一切の特例が廃止されております。

つきましては、国体参加時の指導者資格の保有状況の確認について、関係者に対し周知徹底いただくとともに、貴団体におきましても、監督選考時および参加申込時の確認を徹底いただきますようご協力の程よろしくお願い申し上げます。

監督が指導者資格を保有していない場合、当該チームの参加が認められませんので、都道府県予選会、ブロック大会を含む国体参加時の指導者資格保有状況の確認について十分にご留意ください。

また、都道府県競技団体に対しましても、国体における監督の指導者資格保有義務付けについて周知徹底いただきたく、併せてお願い申し上げます。

なお、第72回大会および第73回冬季大会における監督の指導者資格の取扱いについては下記をご参照ください。

記

■指導者資格を保有する者(詳細別紙参照)

指導者資格を保有する者とは、「大会参加時(都道府県予選会から本大会終了時まで)に公認スポーツ指導者資格の登録状態が『有効』(資格が認定されている状態)である者」をいう。

※平成29年(2017年)4月1日(冬季大会は平成29年(2017年)10月1日)時点で指導者資格を有し、かつ有効期限が平成30年(2018年)3月31日以降であること。

■指導者資格を保有する監督が参加できない場合の取扱い

- ・指導者資格を保有する監督が参加できない場合、選手のみでは参加できない。
- ・選手が監督を兼任する競技・種目・種別においては、兼任する監督が指導者資格を保有していない場合、当該チームは参加できない。

【本件に関する問合せ先】

国体推進部 国体課

TEL : 03-3481-2217 FAX : 03-3481-2284

kokutai@japan-sports.or.jp